令和3年度

事業計画書

社会福祉法人 宇城市社会福祉協議会

目 次

1	基本力	方針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
2	重点目	目標	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
3	事業記	十画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
	(1)	ニーズの把握と支援体制づくり	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
	(2)	高齢者福祉の推進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
	(3)	障がい者福祉の推進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
	(4)	児童・ひとり親福祉の推進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
	(5)	ボランティア活動の充実	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
	(6)	福祉教育と啓発促進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
	(7)	地域及び在宅福祉の推進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		7
	(8)	地域包括支援センター事業	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		9
	(9)	社協経営基盤の強化		•	•	•	•	•		•	•		•	•		1	О

令和3年度社会福祉法人宇城市社会福祉協議会事業計画

1 基本方針

今日の地域社会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策による人々の生活スタイルの変化や経済の低迷により、失業や収入等の減少など生活に支障がでてきており、同時に、日常生活を送るうえでも様々な福祉課題が出てきています。

本市においても、少子高齢化や核家族化の進行、新型コロナウイルス感染症対策を含めた価値 観や働き方の多様化などにより、家庭や地域における人間関係が更に希薄になりつつあり、相互 扶助の機能が弱まるにつれ、一人暮らし高齢者や障がい者、子育て中の家庭や生活困窮者など、 何らかの支援が必要な方への対応が難しくなっています。

そこで、本年度も新型コロナウイルス感染症対策に万全を期しながら、住民参加による地域づくり「人と人がつながり、ともに支えあう地域」を目指し、地域における自立した生活を送ることや介護予防を目的に、生活支援体制整備事業や通いの場「いきいき百歳体操」、安心生活サポート事業、地区福祉会の推進、また、子育て家庭に対してファミリーサポートセンターや子育てひろば事業の更なる拡充を推進いたします。

さらに、令和2年度から開設している総合相談センターでは、認知症高齢者や障がい者などの 判断能力が不十分な方々等が安心して地域で暮らし続けられる「地域共生社会」の実現のため、 法人成年後見人等受任事業や地域福祉権利擁護事業、及び生活困窮者自立相談支援事業、また、 同事業に伴う家計改善支援事業、併せて、アウトリーチ支援員等の充実による自立相談支援機能 強化事業を実施し、更に地域福祉の総合的な相談体制の充実に努めてまいります。

平成28年熊本地震から5年が経過しようとしており、仮設住宅入居者もすべて退去され、地域支え合いセンター事業としては令和2年度をもって閉所しますが、災害公営住宅入居者等を含め地域のコミュニティ形成の支援は引き続き行ってまいります。

地域包括支援センター(以下、「包括」という。)は、高齢者等が住み慣れた地域で、自分らしく安心して過ごすことができるように、包括的および継続的な支援を行う地域包括ケアシステム(医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組み)の推進を図るといった基本的な機能を果たすとともに、包括の必須事業については自立支援・重度化防止を念頭に置いた取り組みを実施いたします。

また、包括的支援事業(社会保障充実分)の取組みを通じ、宇城市の特性に対応した地域包括ケアシステムの構築を更に推進してまいります。

法人運営においては、事業運営の透明性の向上を図ることにより、社会福祉法人の公益性・非営利性を確保、徹底することが益々重要視されています。本会においても、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を効果的かつ適正に行うため、職員の質の向上と経営基盤の強化を図り、行政や各機関との連携のもと、住民参加による地域福祉を推進し地域の多様な課題解決に取り組むことにより、市民から一層の信頼と支持を得られるよう努めてまいります。同時に、組織としてのコンプライアンス(法令順守)やガバナンス(内部統制)強化も必須として取り組んでまいります。

最後に、本会の事業運営財源の基盤となっている市からの補助金や受託金への依存度を改善すべく、ファンドレージング(資金確保)の取り組みを引き続き検討してまいります。

2 重点目標

この基本方針を達成するために、次の項目について特に重点目標として取り組みます。

- (1) 生活支援体制整備事業の推進
- (2) 地域介護予防活動支援事業の推進
- (3) 安心生活サポート事業による地域支え合い活動の充実
- (4)総合相談センターの設置及び運営
- (5) 多職種連携による地域包括ケアシステムの構築
- (6) 職員管理と経営基盤強化への取り組み

3 事業計画

(1) ニーズの把握と支援体制づくり

少子高齢化の急速な進展に伴う家族の形態や価値観、生活環境の変化など社会福祉に対するニーズはますます多様化、高度化しています。

そこで、地区福祉会等における福祉座談会などを通して、地域に潜在しているニーズや課題等を明らかにし、解決に向けての協議を、互助・共助の視点で住民と共に考え、活動につながるよう支援を行います。

また、新たな第3期計画に基づき地域福祉活動計画の実現のため、行政・市民・地域福祉団体等と連携しながら、計画を推進していきます。併せて市民部会を継続開催し、第3期計画の進行管理に努めます。

事 業 内 容	対象者・実施日・財源
① 避難行動要支援者システム事業	・一人暮らし高齢者、
避難行動要支援者等を把握し台帳を整備することにより、地域見守	障がい者等
りネットワークや災害時の避難体制を整備する。	・通年
	・市受託金
② 宇城市地域福祉計画·地域福祉活動計画	・市民
市民と行政・社協が協働して地域福祉を推進する。計画に基づき市	・通年
民部会を継続開催し、第3期計画の進行管理に努める。	・市受託金、寄附金
③ 福祉座談会の開催	・市民
防犯防災見守りマップの作成及び地区福祉会づくりや社会参加活	・随時
動の啓発、ニーズ把握の機会として福祉座談会を開催する。	・市受託金

(2) 高齢者福祉の推進

宇城市では高齢化率の進展、一人暮らし高齢者や要介護認定者も増加しており、周囲の支援が 必要となる要援護者が多く、ニーズも多様化、高度化しています。

そこで、介護予防対策として高齢者が介護を必要とするような状態にならないよう、健康の維持と向上を図るため、かたろう会や通いの場でのいきいき百歳体操等を開催し、さらに、男性のボディーメイクや趣味講座を通して、更なる男性の地域参画の拡充に努めます。

本年度より、介護予防と買い物支援を併せたうきトレーニング事業並びに、生活機能の低下した高齢者等の情報を収集把握し、介護予防事業へつなげる介護予防把握事業を開始します。

併せて、住民同士の支え合い活動による生活支援を行う、安心生活サポート事業の利用促進に 努めます。また、地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は 要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備推進に努めます。

事業内容 対象者·実施日·財源 •一般高齢者、要支援認定 ① 介護予防普及啓発事業(かたろう会、介護予防サポーター事業、地 者及び総合事業対象者 域巡回型介護予防教室、百歳体操、男性のボディーメイク、うきト • 通年 レーニング、介護予防把握) • 市受託金 認知症予防や筋力アップのための運動を行うことで健康維持向上、 健康寿命の延伸を目的に、かたろう会や介護予防サポーター派遣や養 成事業等を行う。巡回型介護予防教室を開催し、運動の習慣化と介護 予防の知識普及を広く行う。さらに、百歳体操や男性のボディーメイ ク等を通して更なる介護予防普及を行う。 新規事業として、介護予防と買い物支援を併せたうきトレーニング 並びに、生活機能の低下した高齢者等の情報を収集把握し、介護予防 事業へつなげる介護予防把握事業を行う。 ② 一日給食サービス事業 一人暮らし高齢者 配食活動を通して、一人暮らし高齢者の支援及び関係団体の協力体 年1回 制を確立し「地域の福祉力」の向上を図る。 • 共同募金 ・一人暮らし高齢者等 ③ 安心生活サポート事業 協力会員を養成し、地域で孤立しがちな世帯等の安否確認や住民支 • 诵年 え合い活動による生活支援を行う。 • 市受託金他 ・市民 ④ 生活支援体制整備事業 • 通年 日常生活において、支援が必要な高齢者等が、住み慣れた地域で生 きがいをもって在宅生活が継続できるように「介護予防」「社会参加」 • 市受託金 を重視しながら、住民の方が主体となって取り組む助け合い活動の推 進を行う。 ⑤ 健康マージャン教室 • 一般高齢者 耳・目・口と指先を使って健康マージャンを行い、健康維持、老 • 通年 化防止、認知症予防を図る。併せて、参加者同士の親睦と交流を深 • 共同募金 め、孤立の防止と生きがいづくりに寄与する。 ⑥ スマホ教室 • 一般高齢者 電子媒体の活用が多い中で、携帯電話の普及率は大多数を占めて 通年 おり、その中でもスマートフォンの活用には大きな期待が寄せられ • 共同募金 ている。そこで、家族間のコミュニケーションツールや災害時の情 報収集、電子決済等の生活支援及び社会参加に役立てる手段として 推進する。

(3) 障がい者福祉の推進

障がいのある人が普通に暮らし、地域において自分らしく生活ができるような環境が整備され、 地域の一員として共に生きる社会づくりをめざし、誰もが健康で文化的な生活の実現につなげる ことが必要です。そこで、障がい者の社会参加や交流を図る福祉スポーツ大会を開催します。ま た、障がい児に対し適切な療育指導及び訓練等を行います。

事業内容	対象者·実施日·財源			
① 児童発達支援事業	・就学前障がい児、保護者			
障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応	・週 5 日			
じて、適切な療育指導及び訓練等を行う。	• 介護給付費他			
② 障がい者福祉スポーツ大会	・障害者手帳保持者			
障がい者相互の親睦と融和を図り、自立と社会参加を促進する。	・10 月			
	・共同募金			
③ 福祉用具貸出事業	・在宅要援護者			
在宅生活に支障のある人に福祉用具を貸出すことにより、在宅生活	・随時			
を支援し在宅福祉の増進を図る。	・共同募金			
④ 当事者組織の支援	・宇城市身障協等			
身障協等の当事者の親睦や情報交換の場として支援する。	• 随時			

(4)児童・ひとり親福祉の推進

次代の社会を担う子ども一人ひとりを社会全体で応援するため、安心して子育てができる環境整備のための施策を推進する必要があります。また、子育てをしながら働き続けられるよう、仕事と家庭を両立しやすい環境づくりを推進するなど、誰もが仕事と生活の調和が取れた働き方ができる社会の実現に向けて、取り組む必要があります。

そこで、子どもの生活を豊かにし、地域で子育て支援を行う環境づくりの視点から、子ども劇場やひとり親世帯交流事業を実施していきます。

また、ファミリーサポートセンター事業は、病児・緊急対応等事業の周知啓発に努め利用促進を図ります。子育てひろば事業は、親子で楽しく参加できるようミニミニ講座の内容等を充実すると共に、子育てに関する相談等が気軽にできる環境づくりに努めます。

事業内容	対象者·実施日·財源			
① 子ども劇場	・就学前児童世帯			
文化芸術体験を通して、子育て支援と親子のふれあい、児童の健全	・12 月			
育成を図る。	・共同募金			
② ひとり親世帯交流事業	・ひとり親世帯			
ひとり親世帯の交流と社会参加を促進し、子どもの健全な育成を図	•3月			
る。	・共同募金			
③ ファミリーサポートセンター事業	・育児に手助けが必要な			
援助会員と利用会員を結びつけ、仕事と家庭の両立を支援し、安心	世帯			
して働くことができる環境の整備と児童福祉の向上を図る。	・随時			
	・市受託金			

④ 子育てひろば事業(地域子育て支援拠点事業)

子育て支援拠点として、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育 ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。

- 概ね3歳未満の子育て 親子
- ・週3日開設
- 市受託金

(5) ボランティア活動の充実

市民一人ひとりが福祉を身近な問題としてとらえ、地域社会を構成する市民の一人としてお互いに尊重し合いながら、よりよい福祉社会を構築することが必要です。住み慣れた地域で安心して生活するためには、自主的・主体的に活動を行うボランティアの育成は必要不可欠です。

このために、ボランティアの発掘や育成支援を行う養成講座の開催、また、ボランティアセンターの機能を生かし情報提供や需給調整を行い、ボランティア活動の支援に努めます。

さらに、ボランティア活動のきっかけづくりとなる、小・中・高の児童生徒を対象としたワークキャンプを継続的に実施していきます。

事 業 内 容	対象者·実施日·財源			
① ボランティアセンター事業	・一般市民、ボランティア			
ボランティア活動に関する理解と関心を深めるとともに、その育成	• 通年			
援助とボランティア活動推進を図る。	・共同募金			
(ボランティアの需給調整、ボランティア連絡協議会の運営支援、ボ				
ランティア養成講座[講演会、傾聴]の開催、劇団うきうき活動の支援)				
② 災害ボランティアセンター事業	・一般市民及びボランテ			
熊本地震や豪雨による発災の教訓をもとに、災害ボランティア養成	ィア連絡協議会			
講座を開催し、災害についての講話や炊き出し訓練を通して、ボラン	・共同募金			
ティアの人材育成と活動への参加意識の啓発を行う。				
③ ボランティアポイント制度	・ボランティア連絡協議会			
ボランティア活動を記録化して、活動ポイントの還元や地域貢献、	通年			
生きがいづくりを推進する。	・共同募金			
④ ワークキャンプ事業	市内小中高校の児童生徒			
福祉施設での交流を通して、社会福祉の理解と関心を高め、ボラン	夏休み期間			
ティア活動のきっかけとなる活動を行う。	・共同募金			

(6) 福祉教育と啓発促進

市民自身が地域の様々な課題に気づき、その解決に向けて主体的に取り組む意識を形成するには、地域の福祉力を向上する必要があります。そのためには、福祉情報の提供、体験学習等を実施することにより、福祉への理解と認識を高める必要があります。

そこで、市内全小・中・高校をボランティア協力校に指定し、社会福祉に関する学習や体験活動を通してボランティア精神と社会連帯の精神を養い、ボランティア活動の啓発を図ります。また、広報紙及びホームページを活用し、社協活動の情報発信を行い啓発促進に努めます。さらに、地域福祉活動を理解し推進していくための、地域リーダー育成のための研修会を開催します。

事 業 内 容	対象者·実施日·財源			
① 広報紙の発行	• 市内全世帯			
社協活動及び福祉事業の普及・啓発・募集等を定期的に市民へ伝え	•毎月1日発行			
る。	• 寄附金、共同募金他			
② 児童・生徒のボランティア活動普及事業	・市内小中高校 19 校			
小・中・高校をボランティア協力校に指定し、学校内外における社	• 年度指定			
会福祉に関する学習や体験活動等を通して、ボランティア精神と社会	・共同募金			
連帯の精神を養うとともに、家庭及び地域社会へのボランティア活動				
の啓発を図る。				
③ 地区福祉会リーダー研修会	• 地区福祉会			
地区福祉会の役員やリーダーを対象に先駆的地域福祉活動講演等	•9月			
の研修会を開催する。福祉に関する意識づくりと人材育成を図り地域	• 共同募金			
の問題・課題について解決の糸口を見出す機会となり、地区福祉会の				
充実と活性化を図る。				
④ ホームページの公開	• 一般市民			
社協活動及び福祉事業の情報を迅速に公開し、普及・啓発・募集等	• 通年			
の情報を市民へ伝える。	・共同募金			
⑤ 福祉出前講座	• 学校、地区福祉会等			
学校や地区福祉会等を対象に、福祉体験(高齢者疑似体験、車いす	• 随時			
体験等)の学習会を開催することで、福祉やボランティア活動への関	• 共同募金			
心を高める。				
⑥ 宇城社協連在宅介護者のつどい	• 在宅介護者			
介護情報の提供や心身のリフレッシュ、及び介護者相互の交流を図	・10 月			
る。	• 共同募金			

(7) 地域及び在宅福祉の推進

少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化などにより、家庭や地域における人間関係が希薄になりつつあり、相互扶助の機能が弱まるにつれ、何らかの支援が必要な方への対応が難しくなっています。人と人がつながりともに支え合う地域にするために、地域福祉活動の根幹となる地区福祉会の推進を事業の大きな柱として据え、地域住民が共に助け支え合う「お互いさまの地域づくり」を今年度も引き続き推進していきます。

また、認知症や障がい等により、判断能力が低下し、金銭管理等の支援や意思決定の助けが必要と考えられるようなケース等、自立した日常生活に不安のある人が増えつつあります。このため、地域福祉権利擁護事業に加え、法人成年後見人等を受任し、要援護者が安心して日常生活を送ることができるよう支援していきます。さらに、地域福祉の相談窓口一元化として、総合相談センターを設置し、前述の地域福祉権利擁護事業、法人成年後見事業と併せて、生活福祉資金貸付事業や生活困窮者自立相談支援事業、同事業に伴う家計改善支援事業やアウトリーチ支援員等の充実による自立相談支援機能強化事業も行ってまいります。加えて、法律に関する相談に応じ、弁護士による適切な助言指導を行い、問題解決や生活の向上も併せて図ります。

事業内容	対象者・実施日・財源
① 校区・地区福祉会推進事業	・一般市民、行政区
地域において、ふれあいいきいきサロンや見守り活動を行うこと	• 通年
で、介護予防や地域連帯意識の高揚を図る。	• 会費、市受託金他
② 福祉団体活動促進事業	•福祉団体
団体の活動促進と福祉活動の推進役を担っている各種福祉団体を	・年度助成
対象に育成と助成を行う。	・共同募金・寄附金他
③ 福祉法律相談事業	• 一般市民
法律相談日を設けて、弁護士による適切な助言・指導を行い、問題	・月1回
解決や生活の向上を図る。	• 共同募金
④ 地域福祉権利擁護事業	・判断能力が低下してい
認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等が地域で自立した生	る人
活が送れるよう、利用者との契約に基づいて、金銭管理や福祉サービ	• 通年
スの利用援助を行う。	・市受託金他
⑤ 法人成年後見人等受任事業	・認知症などで判断能力
意思決定が困難な人の判断能力を補うため、本会が成年後見人等に	が不十分な人
なることにより、本人が安心して日常生活を送ることができるよう支援する。	通年
	• 市受託金他
⑥ 生活福祉資金貸付事業	• 低所得者等
低所得者等への資金貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済	随時
的自立及び生活意欲の助長促進を図る。	• 県社協受託金
⑦ 生活困窮者自立相談支援事業	• 生活困窮者
生活困窮者自立支援法に規定される生活困窮者自立相談支援事業	・通年
を実施することにより、生活困窮者の自立の促進を図る。	・市受託金
⑧ 家計改善支援事業	• 生活困窮者
生活困窮者自立支援法に規定される家計改善支援事業を実施する	・通年
ことにより、家計の見える化を行い、家計に課題を抱える困窮者に助	・市受託金
言・指導を行い、自ら家計が管理できるよう支援を行う。	
③ アウトリーチ支援員等の充実による自立相談支援機能強化事業	• 生活困窮者
生活困窮者自立支援法に規定されるアウトリーチ支援員等の充実	• 通年
による自立相談支援機能強化事業を実施することにより、困窮者(特	・市受託金
に引きこもり状態にある者)が抱える問題を把握し、自立に向けて就	
労支援及びその他の支援を行う。	40. 1.00
⑩ 総合相談センター事業	•一般市民
前述の④~⑨の事業を実施する総合的な相談センターとして、市	• 通年
民からの相談をワンストップで対応する。また、相談を受けたのち、	
当センターでの対応が困難であり、より専門的な対応が必要な場合	
には、該当する相談機関を紹介し必要に応じて同行支援等を行う。	

(8) 地域包括支援センター事業

地域包括支援センター(以下、「包括」という。)は、高齢者等が住み慣れた地域で、自分らしく安心して過ごすことができるように、包括的および継続的な支援を行う地域包括ケアシステム(医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組み)の推進を図ります。

具体的には、包括の基本的な役割である地域支援事業に位置付けられた包括的支援事業から地域包括支援センターの運営として、必須事業(①総合相談支援業務、②権利擁護業務、③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、④介護予防ケアマネジメント)を第8期宇城市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき行うことで、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定を図るとともに、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。

また、包括的支援事業(社会保障充実分)の⑤認知症総合支援業務、⑥在宅医療・介護連携推進業務、⑦地域ケア会議推進事業を市より受託し実施することで、宇城市なりの地域包括ケアシステムの構築を更に推進します。

生活支援体制整備事業については宇城市社会福祉協議会として取り組むため、包括も協力し事業推進を図ります。

① 総合相談業務

事

業

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、高齢者やその家族などから様々な相談を受け、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関および制度につなぎ、継続的に支援する。相談に対しては、迅速な対応を心がけ、できるだけ早く心配ごとや不安の解消を目指す。

内

2 権利擁護業務

地域住民が住み慣れた地域で安心した生活が維持できるように、 地域住民の生命及び財産、高齢者の尊厳を保持するために、関係機 関、団体等と連携し、また、成年後見制度や各種制度を活用しなが ら権利を守る取り組みを行う。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

介護支援専門員の日常的個別指導、支援困難事例等への指導・助言を行う。また、介護保険サービス従事者連絡協議会や市内事業所の主任介護支援専門員を通してネットワークづくりを行うとともに、自立支援型ケアマネジメントの趣旨に沿った住民支援に取り組む。

④ 介護予防ケアマネジメント

要支援認定者、また総合事業対象者のうち特に必要と判断された 方に対し、介護予防および自立支援を目的として、その心身の状況 等に応じて、介護予防プランを作成し、プランの内容に基づき介護 予防事業のサービスに加え、住民主体の支援等も含めた多様なサー ビスを制度の対象として支援する。『介護予防・日常生活支援総合事 対象者・実施日・財源

・高齢者やその家族

- 通年
- 市受託金
- •一般市民、関係機関
- 通年
- 市受託金
- ·居宅介護支援事業所等
- 通年
- 市受託金
- ・要支援1・2認定者及 び総合事業対象者
- 通年
- ・介護報酬

業』の施行により、要支援者と総合事業対象者に対して切れ目なく 対応することで介護予防を効果的に進められるよう支援する。

⑤ 認知症総合支援業務

認知症になっても安心して暮らせる地域(まち)づくりを目標に、 宇城市認知症を考える会と連携し認知症に関する事業を展開する。 認知症サポーター養成講座や認知症市民フォーラム等の開催により、市民への啓発に努めると共に、本人や家族が正しい対応ができるよう認知症ケアパスを整備・活用する。認知症の方をはじめとする高齢者の見守りネットワークの拡充や徘徊リスク者の登録事業の開始により熊本県警との連携を図ると共に、行方不明者が早期発見できる仕組みづくりを検討していく。認知症予防の観点からも認知症予防教室との連携や地域のサロン活動へ参加し周知活動に努めていく。

また、「認知症カフェ」の設置や「介護者のつどい」開催等、認知症の人の家族に対する支援を行う。

- ・認知症高齢者及び家族等、医療・介護関係者、 民生委員、地域住民
- 通年
- ·市受託金

⑥ 在宅医療·介護連携推進業務

医療と介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域、自宅(わが家)で必要な医療サービスや介護サービスを切れ目なく受けることができるよう、医療・介護関係者の連携を推進する。また、医療・介護関係者による会議実施や、既存の連携マニュアルや多職種連携についての研修を実施し、顔の見える関係づくりを推進する。サロン等での出前講座やホームページ、広報紙等を活用し市民への啓発を図る。

- ・医療従事者、介護保険サービス事業所等
- 诵年
- 市受託金

⑦ 地域ケア会議の実施

地域包括ケアシステムの確立に向け、地域住民や多職種参加による地域ケア会議を開催する。個別会議は、高齢者の課題解決を図るとともに介護支援専門員の自立に資するケアマネジメントの実践力を高めることを目的に開催する。また個別ケースでの課題分析等を積み重ね、多職種連携による圏域会議の開催により、地域課題の把握や社会資源の構築に向けた共有を図る。

- 保健医療福祉等関係者
- ・個別会議(月1回)、圏域会議(年1回)
- 市受託金

(9) 社協経営基盤の強化

法人運営においては、経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上を図ることにより 社会福祉法人の公益性・非営利性を確保、徹底することが益々重要視されています。

本会においても、地域社会を基盤とした組織であることを認識し、情報公開に努めるとともに地域の多様な課題解決に取り組むため、職員の質の向上を図り市民から一層の信頼と支持を得られるよう取り組んでまいります。

また、社会福祉協議会の収入財源である、市補助金につきましては依然厳しい状況であり、社協会費や寄附金につきましても減少傾向にあるため、経営を意識した法人運営に努め、組織における

コンプライアンスやガバナンス強化と同時に財源確保のためファンドレージングの取り組みについても引き続き検討を進めてまいります。

		対象者・実施日・財源
1	会員制度の啓発と加入促進	・市全世帯並びに企業団
	行政区長を通じて市民への会員制度の周知を継続する	体
	とともに、社協の PR と賛助会員募集のため全職員による企業への訪	7月~12月
	問募集等を実施することにより、自主財源確保の維持と向上を目指	
	す。	
2	宇城市共同募金委員会の活動	市全世帯並びに福祉施
	行政区長を通じての戸別募金を中心とし、併せて各種	設等関係団体
	募金活動を通して、共同募金の趣旨を広く市民へ啓発し、推進を図	・10月~3月
	る。また募金の使途等の周知を継続して行うと共に被災者への見舞	
	金配付等の事業を実施する。	
3	安定的公費助成についての協議	・国、県、市
	事業内容等の検討を行うとともに職員管理計画作成に取り組み、	・年度
	交付金、補助金、受託金等の公費助成を受けて運営費(人件費)に	
	係る財源確保を図る。市関係部署等との協議を重ね、今後の方向性	
	を見出す。	
4	事務局組織の機能的な構成・配置	・職員
	適材適所の配置と効率かつ専門職の特性が発揮できる組織の構成	・通年
<u>(5)</u>	を目指す。 職員の資質向上	- 職員
	年間計画に沿った、各種研修会への職員の参加。また	· 城貝 • 通年
	必要に応じて独自研修を計画実施し、意識や知識等の向上を図る。	一
	必要に応じて独自物 修を 計画	
<u>6</u>	日赤宇城市地区事務業務	・市全世帯
	一 	. —
	業務として制度に沿った会費の管理・送金、会員台帳の整備を行う。	077、胸部
	また、被災者への救援物資配付などの事業を実施する。	
(7)	情報の積極的な開示	 • 一般市民等
	社会福祉法人の財務諸表等開示及びホームページや広報紙を活用	· 通年
	し周知を図る。	~= 1
(8)	施設指定管理	 ・高齢者、一般市民等
	利用者への丁寧な対応とコロナウイルス感染予防等の安全対策に	· 通年
	努め、利用者に必要な情報提供を行うとともに相談に応じ、利用促	 • 指定管理費
	進を図る。また事前の協議を関係部署等と十分に行い、必要な対応	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	策を検討する	

⑨ 災害ボランティアセンター支援金の管理ならびに活用	・職員、一般市民等
熊本地震災害発生に伴い寄附のあった支援金について、要綱に従	・通年
い管理を行う。また有効な使途については、今後の事業に反映する	
ことを目的に協議を重ね執行する。	
⑩ 組織強化と財源確保	・職員
経営基盤となる財源については、市からの補助金や受託金に依存	・通年
しており、今後の組織体制(コンプライアンスやガバナンス強化含	
む)のあるべき姿やファンドレージングについても引き続き検討す	
る。	